

※ 平成26年10月1日前に開始した連結事業年度用

※ 平成26年10月1日前に開始した連結事業年度用

御注意

平成 年 月 日 税務署長殿																													
						管	目	況書	要否	別表等	*																		
納税地 (フリガナ) 電話() —						連結親法人整理番号					※ 税	連結申告	一連番号																
						期末現在の出資金の額					円																		
代表者自署押印						経理責任者自署押印					①	務	連結グループ整理番号																
代表者住所						旧納税地及び旧法人名等						署	連結事業年度（至）																
						添付書類					貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、引当状況書、組織再編に係る契約書等の写し、組織再編に係る移転資産等の明細書						売上金額	兆 十億 百万											
											処 理	申告年月日			申告区分			庁指定			局指定			指導等			区分		
												通信日付印			確認印			省略			年 月 日								
											欄	年 月 日			直前事務系			年 月 日											

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降 送付要否	要	☐	否	☐
適用額明細書 提出の有無	有	☐	無	☐
☐	税理士法第33条 の2の書面提出有	☐		☐

[illegible]

特定の協同組合等※が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第2項」
② 「区分番号」欄：「10372」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

控除税額 (((8)-(9))と(43)のうち少ない金額)	10										(別表七の「15の合計」)	22								
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10))	11									00	ご修あこの連結欠損金の 正るの当期控除額	22								
											申告場 告合前 告がで の	23								
法人税額の 適用がある場合	24									000	(24)の16%相当額	31								
	25									000	(25)の20%相当額	32								
	26									000	(26)の22%相当額	33								
	27									000	法人税額 (31)+(32)+(33)	34								
上記以外の場合	28									000	(28)の16%相当額	35								
	29									000	(29)の20%相当額	36								
										000	法人税額 (35)+(36)	37								

協同組合等が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第2号」
- ② 「区分番号」欄：「10370」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「24」から「27」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「28」から「30」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超
②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上
③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が1,000億円以上

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分……平二十七・四・一以後終了連結事業年度分(平二十六・十・一前開始連結事業年度用)